

## IFRIC Update 2020年9月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

委員会は、2020年9月15日に会合し、下記の項目について議論した。

### 委員会の暫定的なアジェンダ決定

- 単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック（IFRS 第10号「連結財務諸表」及びIFRS第16号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2

### その他の事項

- 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号「法人所得税」の修正） — アジェンダ・ペーパー3
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー4

### 関連情報

今後のIFRS 解釈指針委員会の会議日程：

2020年12月1日-2日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)



## 委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、委員会の基準設定アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（当該項目を基準設定アジェンダに追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを2020年11月23日までに open for comment ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、2020年11月23日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。受け取ったコメントを分析したアジェンダ・ペーパーには、その日までに受け取ったコメントのみの分析が記載される。

## **単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック（IFRS 第10号「連結財務諸表」及びIFRS第16号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2**

委員会は、1つの資産を保有している子会社に対する資本持分を企業が売却して当該資産をリースバックする取引に対しての、IFRS 第16号のセール・アンド・リースバックの要求事項の適用可能性に関する要望を受けた。要望書に記述された事実パターンは次のようなものである。

- a. ある企業が子会社に対する100%の資本持分を所有している。

- b. 子会社はしばらく前に設立され、1つの資産（建物）だけを保有しており、負債はない。
- c. 子会社が保有している建物は、事業の定義（IFRS第3号「企業結合」で定義）を満たしていない。

当該企業は次のような取引を行う。

- a. 子会社に対する資本持分をすべて第三者に売却し、その結果、当該子会社に対する支配を喪失する。
- b. 当該建物をリースバックする契約を締結する。当該リースに係るリース料は市場のレートである。
- c. 建物の譲渡は、建物の売却として会計処理するためのIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項を満たす。
- d. 売却価格は、取引日現在の建物の公正価値と同額であり、帳簿価額を上回る。

要望書は、企業が連結財務諸表においてIFRS第16号のセール・アンド・リースバックの要求事項を適用し、したがって第三者に移転した権利に係る利得の金額のみを認識するのかどうかを質問していた。

IFRS第16号の第98項は、「企業（売手である借手）が資産を他の企業（買手である貸手）に売却して当該資産を買手である貸手からリースバックする場合には、売手である借手と買手である貸手の両方は、その譲渡取引とリースを第99項から第103項を適用して会計処理しなければならない」と述べている。

要望書に記述された取引において、企業は次のようになる。

- a. 子会社に対する支配を喪失する。したがって、IFRS第10号の支配の喪失の要求事項が当該取引に適用される。
- b. 建物を第三者に（子会社に対する資本持分の売却を通じて）譲渡し、当該建物をリースバックする。したがって、この取引は、IFRS第16号の第98項に記述されているセール・アンド・リースバック取引であり、IFRS第16号のセール・アンド・リースバックの要求事項が適用される。

したがって、委員会は、要望書に記述された取引において、次のようになると結論を下した。

- a. 企業はIFRS第10号の第25項及びB97項からB99項を適用して子会社に対する支配の喪失を会計処理する。特に、IFRS第10号のB98項は、子会社が保有していた建物の認識の中止を行い、受け取った対価の公正価値を認識することを企業に要求している。
- b. 建物の譲渡は、建物の売却として会計処理するためのIFRS第15号の要求事項を満たす（IFRS第16号の第99項）。したがって、企業はIFRS第16号の第100項(a)を適用する。委員会は次のように考えた。
  - i. 履行義務が充足されるかどうかの判定にIFRS第15号の要求事項を適用すること（IFRS第16号の第99項で要求しているように）は、取引がIFRS第15号の範囲に含まれることにはならない。
  - ii. IFRS第16号の第100項(a)を適用して、企業は、(a)リースバックから生じた使用権資産を、建物の従前の帳簿価額のうち保持している使用権に係る部分の比率で測定し、(b)第三者に移転した権利に係る利得の金額のみを認識する。企業は、取引日において負債も認識するが、その当初測定は、第100項(a)を適用して、使用権資産がどのように測定されるか（及びセール・アンド・リースバック取引に係る利得がどのように決定されるか）の結果である。

したがって、企業が取引時に認識する利得は、IFRS第16号の第100項(a)の要求事項を反映する。

## 設例

企業Pは企業S（子会社）に対する100%の資本を所有している。企業Sは、ただ1つの資産（建物）を保有している。当該建物は、取引日現在で公正価値がCU800、帳簿価額がCU500である。企業Sの純資産も同日現在でCU500（すなわち、企業Sに負債はない）である。企業Pは次のような取引を行う。

- a. 企業 S に対する資本持分のすべてを現金 CU800 で売却し、企業 S に対する支配を喪失する。
- b. 当該建物をリースバックする。当該リースに係るリース料は固定で市場のレートである。開始日におけるリース料の現在価値は CU600 である。
- c. 建物の譲渡は、建物の売却として会計処理するための IFRS 第 15 号の要求事項を満たす。

IFRS 第 10 号の B98 項を適用して、企業 P は連結財務諸表において企業 S が保有していた建物の認識の中止を行い、受け取った対価の公正価値を認識する。

建物の譲渡は、建物の売却として会計処理するための IFRS 第 15 号の要求事項を満たす (IFRS 第 16 号の第 99 項)。したがって、企業 P は IFRS 第 16 号の第 100 項(a)を適用する。企業 P は、リースバックから生じた使用権資産を、建物の従前の帳簿価額のうち保持している使用権に係る部分の比率で測定する。企業 P は、予想されるリース料の現在価値を建物の公正価値と比較することによって当該比率を計算することが適切であると判断する。これに基づくと、建物のうち保持している使用権に係る比率は 75%であり、これは  $CU600$  (予想されるリース料の現在価値)  $\div$   $CU800$  (建物の公正価値) として計算される。したがって、建物のうち移転された権利に係る比率は 25% ( $(CU800 - CU600) \div CU800$ ) である。

第 100 項(a)を適用して、企業 P は次のようにする。

- a. 使用権資産を CU375 で測定する。これは、 $CU500$  (建物の帳簿価額)  $\times$  75% (建物のうち保持している使用権に係る比率) として計算される。
- b. 取引日に利得 CU75 を認識する。この利得は、第三者に移転された権利に係るものであり、 $CU300$  (建物の売却に係る利得の合計額 ( $CU800 - CU500$ ))  $\times$  25% (建物のうち移転された権利に係る比率) として計算される。

取引日に、企業 P は当該取引を次のように会計処理する。

(借方) 現金	CU800
(借方) 使用権資産	CU375
(貸方) 建物	CU500
(貸方) 負債	CU600
(貸方) 移転された権利に係る利得	CU75

委員会は、IFRS 基準の諸原則及び要求事項が、要望書に記述された取引の会計処理を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

## その他の事項

### 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 (IAS第12号「法人所得税」の修正)

#### — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、審議会のプロジェクト「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」について議論した。委員会メンバーは、関連する公開草案に対して寄せられたフィードバックを考慮して、プロジェクトの方向性についての助言を提供した。

審議会は、この事項について今後の会議で議論する際に委員会の助言を考慮する。

## 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、2020年9月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.  
コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。  
ISSN 1477-206X